



下請振興法改正法の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

新名称:「受託中小企業振興法」

経済産業省 中小企業庁

目次

1. 現行振興法等の概要

2. 改正振興法の内容等

3. 振興法に関連する取組等

1. 現行振興法等の概要

目次

2. 改正振興法等の内容

3. 振興法に関連する取組等

現行下請振興法の概要 ※下請中小企業振興法(1970年制定)

- 1. 趣旨·目的
- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。
- 2. 適用対象
- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。
 - (1)委託契約類型(下請法と同様)

(2)資本金(下請法より広い)

顧客

委託契約

親事業者 (発注者)

委託契約

下請事業者 (受注者)

資本金3億円

発 注 者 子 注 者 注 者 注 者

物品の製造を委託 役務(サービス)の提供を委託

物品 製造 委託 役務(サーヒス)の提供を委託

3. 具体的な措置

- ① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。
 - ※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定(31業種・84団体)

(例:「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。
- ③ 調査、公表 (例:価格交渉・転嫁の状況の「発注者リスト」(延べ985者) を、社名入りで公表)
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する<mark>「振興事業計画」</mark>について、金融支援。

振興法に基づく「振興基準」について

- ○「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中 小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
 - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
 - ②各業界団体(85団体)が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が 謳われ、
 - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を 宣言・公表する

ことから、**発注者の取引方針の適正化**に活用しうるもの

受託中小企業振興法(令和8年1月1日施行)

(振興基準)

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

(指導等)

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受 託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行 うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

1. 現行振興法等の概要

目次

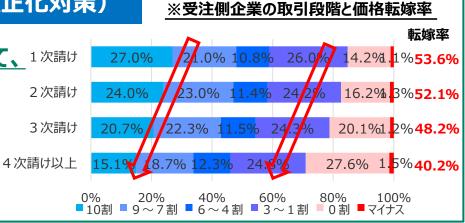
2. 改正振興法等の内容

3. 振興法に関連する取組等

下請振興法の改正事項の概要①(多段階の事業者が連携した取組への支援)

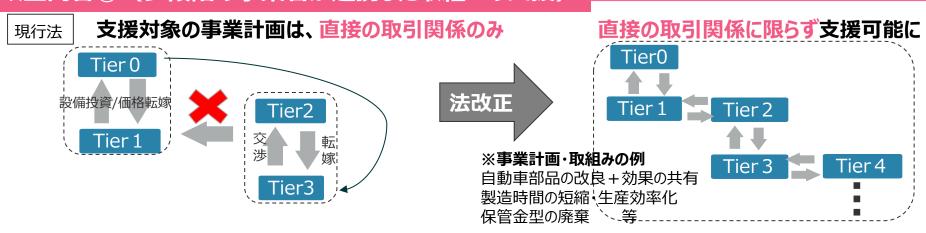
課題①(サプライチェーンの深層における取引適正化対策)

- ▶ サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、1次請け 価格転嫁割合が低い。 (価格交渉促進月間 2次請け (2025年3月) 結果)
- ▶ 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先 の取引先まで含めて、価格交渉」しない 商習慣。



改正内容①(多段階の事業者が連携した取組への支援)

【第5条関係】



- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。
 - ⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促す メッセージ

下請振興法の改正事項の概要②(国・地方公共団体の責務規定新設)

課題②(地方公共団体における取引適正化対策)

▶ 地方における価格転嫁の推進には、
都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。

<取組例>

- ①パートナーシップ構築宣言 (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社) の普及のために経済団体との協定締結
- ②宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③価格交渉セミナーの実施

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組

「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(令和7年2月)」 資料2-3



改正内容②(国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

- ◆ 地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公 共団体等が密接な連携の確保に努める旨を規定。
 - ⇒ 全国津々浦々の価格転嫁を推進

新たな取組:全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる中小企業からの声の一層の

活用のための連携強化

下請振興法の改正事項の概要③(主務大臣の権限強化「勧奨」)

課題③(主務大臣による指導助言を受けても改善しない例)

- ▶ 下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
 - ⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- ▶ 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
 ⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な
 - 検討が不十分な者あり。

改正内容③(主務大臣の権限強化「勧奨」)

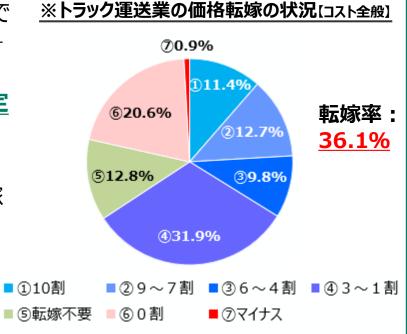
【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す(「勧奨」する)ことができる旨を規定。
 - ⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
 - ※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

下請振興法の改正事項の概要④ (適用対象の追加)

課題4 (i発荷主-元請運送事業者の取引、ii資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

- ▶ トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり(価格交渉促進月間(2025年3月))、商流の源(発荷主-元請運送)から価格転嫁を推進する必要。
 - ⇒ <u>運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定</u> 着させる必要。
- ▶ サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。



改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ <u>①発荷主-運送の取引</u>(下請法と同様) <u>②従業員の大小関係がある委託事業者</u>(下請法より広い)を追加。
 - ⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、**支援または指導・助 言・勧奨の対象とし、**価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

下請振興法の改正事項の概要⑤(「下請」という用語の改正)

改正内容⑤(「下請」という用語の改正)

【題名、第1条、第2条等関係】

◆「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒「委託事業者」

「下請中小企業振興法」⇒「受託中小企業振興法」

法改正をふまえた「振興基準」の改正(令和8年1月1日施行)

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の 取引先も含めた**事業者間の協力や、サプライチェーンの**深い層を含む、サプライチェーン全体 で付加価値向上**を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、 取引における留意事項の追記

取適法運用基準(通達)に記載の**不適切な取引事例は行わないこと**や、**手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「契約後に不当な**やり直し・受領拒否が生じないよう**発注内容を明確化」「**発注量**が予定より合理的理由なく**大きな乖離**が生じる場合の、**発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階(事業者1→2→3)の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理(例:「交渉」に関する規定の集約など)

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関する ルールを集約するなど**構成を整理**。 中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等



目次

1. 現行振興法等の概要

2. 改正振興法等の内容

3. 振興法に関連する取組等

各業界団体による自主行動計画の策定

取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 31業種85団体 (令和7年10月時点)

自動車(日本自動車工業会/日本自動車部品工業会)、

素形材 (日本金型工業会/日本金属熱処理工業会/日本金属プレス工業協会/日本ダイカスト協会/日本鍛造協会/日本鋳造協会/日本鋳鍛鋼会/日本粉末冶金工業会/日本鍛圧機械工業会/日本工業炉協会/日本バルブ工業会)、

機械製造業(日本建設機械工業会/日本産業機械工業会/日本工作機械工業会/日本半導体製造装置協会/日本ロボット工業会/日本分析機器工業会/日本計量機器工業連合会/日本鉄道車輌工業会)、

航空宇宙(日本航空宇宙工業会)、

繊維(日本繊維産業連盟)、

紙・紙加工(日本製紙連合会/全国段ボール工業組合連合会)、

電機・情報通信機器 (電子情報技術産業協会/日本電機工業会/カメラ映像機器工業会/情報通信ネットワーク産業協会/ビジネス機械・情報システム産業協会)、

情報サービス・ソフトウェア(情報サービス産業協会)、

流通 (日本スーパーマーケット協会/全国スーパーマーケット協会/日本フランチャイズチェーン協会/日本チェーンドラッグストア協会/日本ボランタリーチェーン協会/日本DIY・ホームセンター協会)、

家具・建材・住宅設備(日本建材・住宅設備産業協会/アジア家具フォーラム/日本オフィス家具協会/日本家具産業振興会/全日本ベッド工業会/日本ガス石油機器工業会)、

金属(日本電線工業会/日本鉄鋼連盟/日本アルミニウム協会/日本伸銅協会)、

防衛(日本防衛装備工業会)、

警備(全国警備業協会)、

化学 (日本化学工業協会/塩ビ工業・環境協会/化成品工業協会/石油化学工業協会/日本ゴム工業会/日本プラスチック工業連盟)、

通信(電気通信事業者協会)、

放送コンテンツ(放送コンテンツ適正取引推進協議会)、

トラック運送(全日本トラック協会)、

建設(日本建設業連合会/全国建設業協会)、

金融(全国銀行協会)、

商社 (日本貿易会)、

印刷(日本印刷産業連合会)、

造船(日本造船工業会/日本中小型造船工業会)、

住宅(住宅生産団体連合会)、

広告(日本広告業協会)、

電力(送配電網協議会)、

画制作適正化機構)、

食品製造業(食品産業センター/酒類業中央団体連絡協議会)、

食品卸売業(日本加工食品卸売協会/日本外食品流通協会/日本給食品連合会/全国給食事業協同組合連合会/全国青果卸売市場協会/全国魚卸売市場連合会)、

飲食業(日本フードサービス協会)、

不動産管理業(マンション管理業協会/日本賃貸住宅管理協会)、

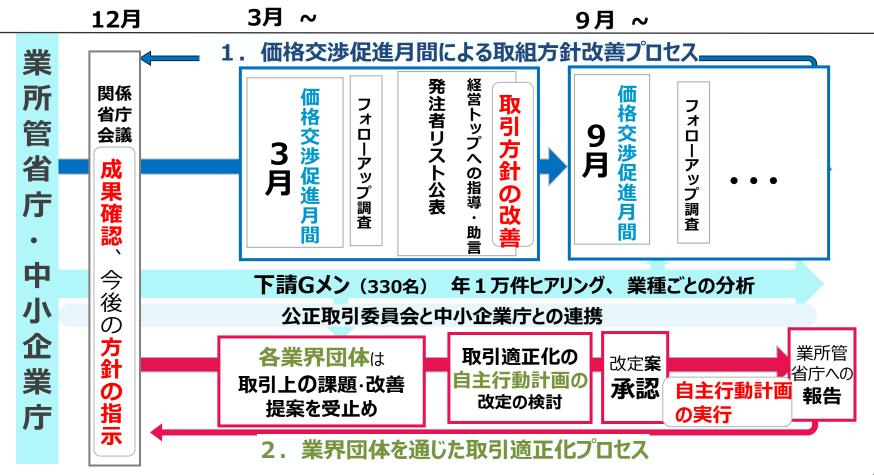
映画・アニメーション制作業 (日本動画協会/日本映画製作者連盟/協同組合日本映画製作者協会/日本映像職能連合/日本映

その他のサービス業(全国ビルメンテナンス協会)

13

取引方針の改善サイクル(個別企業および各業界全体)

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に 分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格 転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。
 - 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
 - 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下 2 点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
- (2) <u>下請企業との望ましい取引慣行(「振興基準」)</u>の遵守、特に、<u>取引適正化の重点5課題</u> <u>(※)への取組</u>
 - ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの 保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止



パートナーシップ構築宣言公表要領「2. 掲載の取りやめ」に基づき、宣言企業1社の掲載を取りやめました。
公正取引委員会発表

2025.09.24

ご静聴ありがとうございました。

アンケートへの御回答よろしくお願いします。



参考資料

適正取引講習会

適正取引講習会

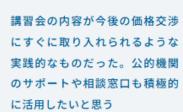
1. 価格交渉講習会

- 取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供する講習会
- 専門家による個別相談会も開催
- 全国47都道府県にて対面開催(各1回)
- 受講者の満足度は高く、延べ8000人以 上が参加(令和6年度実績)

参加申し込みはこちら→

講習会参加者の声 Voice's







2. 中小受託取引適正化法(下請法)講習会

- 改正下請法の基礎知識を学べる無料のオンライン講習会、理解をさらに深められるEラーニングを提供
- 社内、地域で幅広く参加可能
- ビジネスシーンに精通した弁護士が解説
- 理解度、満足度共に80%以上

参加申し込みはこちら → https://tekitorisupport.go.jp/

(適正取引支援サイト)

振興事業計画

振興事業計画の概要 (下請振興法第5条)

- **下請事業者等**と、**親事業者**は、下請中小企業を振興する事業 (※1) について、振興事業計画を 作成し、主務大臣の承認を受けることができる制度。
- 保険の限度額の別枠化、低利融資等の支援措置を受けられることによって、親事業者と下請事業者による設備投資や事業の共同化を促進。

▶ 承認のポイント

- 振興事業の目標及び内容
- 振興事業の実施時期
- 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
下請振 興関連 保証 (57)	承認を受けた 振興事業計 画に従って振 興事業を実 施する下請事 業者たる中小 企業者	「下請中小 企業振興法」 (昭和45 年法律第 145号)	○振興事業資金○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通·無担保 0.41% (手形割引等特殊·当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊·当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29%

振興基準の改正

改正「振興基準」の規程の整理(項目は法律列挙順)

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者の努力
- 2 委託事業者の努力

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

- 1 基本契約の締結(旧第8)
- 2 契約条件の明確化及び書面等の交付
- 3 発注の手続事務の円滑化等
- 4 発注分野の明確化
- 5 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 6 発注の安定化、リードタイムの確保等
- 7 納期及び納入頻度の適正化等
- 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 9 取引停止の予告
- 10 知的財産の保護及び取引の適正化(旧第8)

第3 <u>中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び</u> 事業の共同化に関する事項

1 情報化への積極的対応

第4 <u>対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の</u> 改善に関する事項

- 1 中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止(旧第7)
- 2 対価の決定の方法の改善
- 3 代金の支払方法の改善
- 4 納品の検査の方法の改善
- 5 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- 7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

- 1 振興事業計画(新規追加)
- 2 特定連携事業

第6 <u>中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する</u> 事項

- 1 一般的留意事項
- 2 自然災害等への対応に係る留意事項
- 3 事業承継に向けた取組(旧第3)

第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- 1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
- 2 受託取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のため の体制整備

第8 受託取引の機会の創出の促進<u>その他</u>受託中小企業の振 興のため必要な事項

- 1 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- 2 パートナーシップ構築宣言
- 3 計算書類等の信頼性確保
- 4 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 5 支援施策の活用
- 6 受託取引の機会の創出の促進

前文

- 本基準は、<mark>受託中小企業振興法</mark>(昭和45年法律第145号。以下「法」という。)<mark>第3条第1項の規定に基づき経済</mark> <mark>産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。</mark>

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、 受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、<mark>直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、</mark>その提供する製品・サービス等の価値や潜在力を長期的かつ広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。 更に、需要者(顧客)も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁(以下「事業所管省庁」という。)の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下「業種別ガイドライン」という。)の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。さらに、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

24

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の 品質の改善に関する事項

2 委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努める。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注 方法の改善に関する事項

2 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用(型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。)、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等(電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。)による明示及びその交付を徹底する。

6 発注の安定化、リードタイムの確保等

(4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合にはであって、下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 委託事業者は、<mark>契約後に</mark>不当なやり直し<mark>や受領拒否</mark>が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

2 対価の決定の方法の改善

(2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準(令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。)に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

3 代金の支払方法の改善

(2) 代金の支払は、<mark>取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、</mark>できる限り現金によるものとする。 少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀 行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受 託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

4 納品の検査の方法の改善

(2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。 なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によって、さらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業であること。

(2) 振興事業の実施時期

振興事業計画の実施時期は、原則として1年以上3年以内とすること。

⑶ 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業 に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

価格交渉促進月間

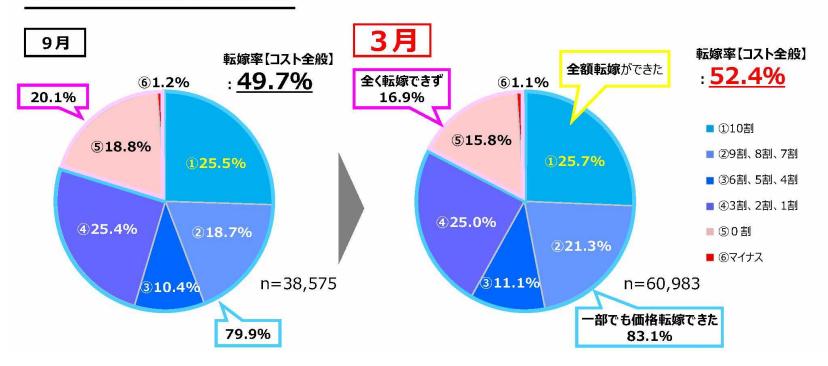
2025年3月の価格交渉促進月間の結果①

価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率**は**52.4%**。昨年9月より約3ポイント増加(前回49.7%→52.4%)。
- 「一部でも転嫁できた」割合(①②③④)は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合(⑤⑥)は減少(前回20.1%→16.9%)。
 - ▶ 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

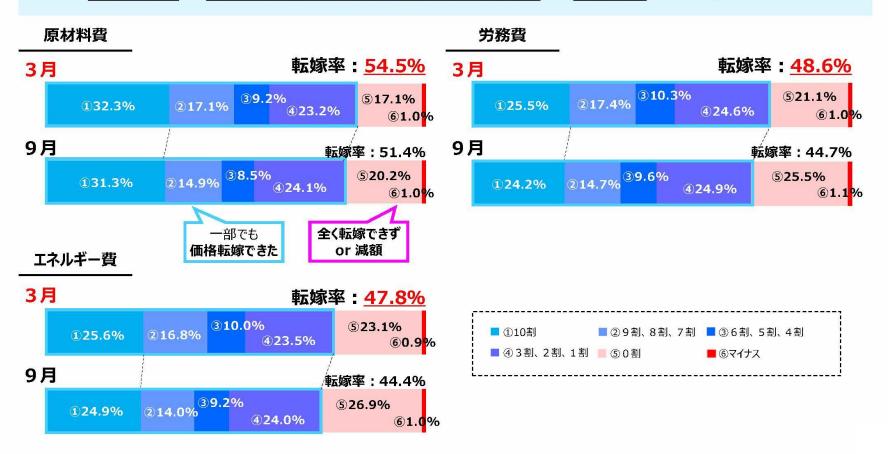
直近6か月間における価格転嫁の状況



2025年3月の価格交渉促進月間の結果②

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

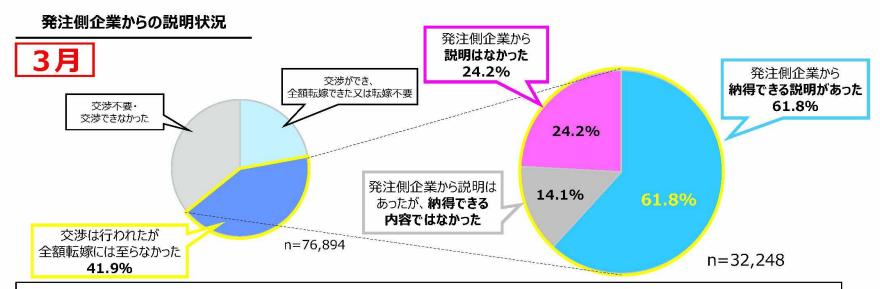
- ※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布
- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
 - > 労務費指針や、原材料費·エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。



2025年3月の価格交渉促進月間の結果③

価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業 (全体の41.9%) のうち、「発注側企業から説明 はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割 (前回39.6%→38.2%)。
 - ▶ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。 協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適 正化法」の周知を徹底していく。



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった**。
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、根拠の説明がない価格を一方的に通知された。

パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記 載することで取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



https://www.biz-partnership.jp



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナー 🌄パートナーシップ シップ構築宣言の「ロゴマーク」を 使用することができます。



■ SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた 「SDGSアクションプラン2023 において、パートナーシップ構 築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登 録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付け て自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう













「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②

- コーポレートガバナンス・コードでは、サステナビリティを巡る課題として、「取引先との公正・適正な取引」が新たに位置づけられた。
- また、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針においては、取締役会の役割として、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況・実行状況を監督することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則 2 - 3 ① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務 指針 (CGSガイドライン)

(平成29年3月策定·平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂 C G S ガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「パートナーシップ構築宣言」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその実行状況について取締役会が監督することが有益である。

労務費転嫁指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

2023年11月29日 内閣官房·公正取引委員会

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動/求められる行動

★行動①:本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる<u>取</u> 組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で<u>社内外に示す</u>こと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動4: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた** 場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、<u>必</u> 要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。